

中心市街地活性化基本方針(案)の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(案)を、中心市街地活性化本部で作成し、閣議決定を行う。

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

○政府における推進体制の整備

(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)

○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実

○基本計画の認定基準

基本方針に適合するものであること など

- ・定量的な数値目標を設定〔人口、歩行者通行量、事業所数、年間小売販売額など〕
- ・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

○基本計画の実施状況についての評価の実施等

- ・進捗状況の把握
- ・認定計画に係る予算、配分額、実績額等の把握、政府全体の施策の実施状況の評価

III. 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の要件、数など

→ 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

IV. ～VIII. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化 など)

IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

○推進体制の整備

→ 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)

○基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

○都市機能の集積の促進の考え方

→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

○都市計画手法の活用

→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

XI. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

○ 中心市街地活性化法の認定と連携した特例支援、「都市再生」・「構造改革特区」・「地域再生」・「観光立国」等の施策の成果を活かし、政府が一丸となって、様々な担い手の参画による、地域ぐるみの意欲的な取組を支援。

都市再生の推進



地域ぐるみの安全対策



優良な民間都市開発事業の支援

地域再生による活性化



文化芸術による
コミュニティの再生



ひとづくりによる
地域の再生

地域ぐるみの取組により、中心市街地を活性化



まちなか居住の推進



商店街の活性化



歩いて暮らせるまちづくり



既存施設の有効活用

様々な担い手の知恵とやる気を
最大限に活かした地域ぐるみの取組

認定計画に対する特例措置・重点支援



病院、文化施設等のまちなかへの
立地支援



空きビルの改修
コンバージョンの支援



空店舗の活用
イベントの実施

構造改革特区による活性化



地域通貨



公共交通利用促進

一地域一観光の推進



歴史資源の活用



まちなみの整備